

令和7年度 岩舟小学校いじめ防止基本方針

【いじめの定義】

いじめとは、児童等に対して、該当児童が在籍する学校に在籍しているなど、当該児童と一定の人間関係にあるほかの児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめのない学校を目指して

全ての教職員が、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ということを強く認識し、「いじめは絶対に許されない」「いじめはいじめる側が悪い」「いじめに苦しむ児童を学校全体で支援する」ことを共通理解し、いじめのない学校を目指して全校体制で組織的に取り組む。

(1) いじめの未然防止に向けて

- ・児童一人一人が、意欲をもって学校の様々な活動に取り組めるよう、「学業指導」の充実を図る。
- ・計画的な指導を行い、児童一人一人に「いじめを起こさない心」や「いじめを許さない態度」を育むことにより、児童がいじめを自分自身の問題として強く認識し、自分の力でよりよい人間関係を築こうとする態度を養う。
- ・教職員の指導のバランス感覚、人権感覚を高め、それを生かして指導・支援に当たることにより、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないよう努める。

(2) いじめの早期発見に向けて

- ・いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい状況で行われるということを、教職員一人一人が強く認識する。
- ・児童の声に耳を傾け、児童の行動を注視し、児童の些細な変化を見逃さないようにする。
- ・いじめの疑いがあることを認識した場合には、「いじめ等対策委員会」を招集し、組織的な対応を図る。
- ・日頃から児童との信頼関係を深め、児童がいじめを相談しやすい体制を整える。
- ・日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努める。
- ・児童、保護者からのいじめの相談・通報の窓口を明確にする。

(3) いじめの早期解決に向けて

- ・いじめられている児童、保護者の立場に立った対応をする。
- ・いじめられている児童を徹底的に守る。
- ・いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことのみで容易に解決したと思い込むことなく、継続的かつ組織的に被害、加害双方の児童のその後の経過を見守る。
- ・いじめる児童については、行為の善悪等を教え、反省させるとともに、二度といじめを起こすことがないよう、継続的かつ組織的に指導・支援する。
- ・双方の保護者に対して、誠意をもって学校としての説明責任を果たし、保護者の理解と協力を得ながら、いじめの解決に取り組む。

（4）本方針の見直しについて

本方針については、いじめへの取組の実効性がより一層高まるよう、教職員、児童・保護者等による点検を踏まえて、定期的に見直し改善を図る。

2 いじめ防止等対策のための組織

いじめ未然防止・早期発見対策・いじめ認知時の対応等をいじめ等対策委員会の役割として、校務分掌に位置付け、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通した未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応する。また、本委員会において、いじめの問題への取組が計画的に進んでいるかどうかのチェック等を行い、「岩舟小学校いじめ防止基本方針」を始めとした学校の取組が実効あるものとなるよう改善を図る。

○ いじめ等対策委員会

① 委員 校長、教頭、教務主任、児童指導主任、学年主任、当該学級担任、養護教諭、その他関係のある職員、必要に応じて外部関係機関（スクールカウンセラー等）

② 実施する取組

ア 未然防止対策

- ・いじめの未然防止に向けての全体指導計画の立案
- ・全体指導計画の進捗状況の把握と改善
- ・いじめに関する意識調査、集団を把握するための調査の実施と結果の分析共有
- ・いじめ相談窓口の設置（一本化）と教育相談体制のチェック

- ・ 校内研修会の企画、立案
- ・ 要配慮児童への支援方針決定

イ 早期発見対策

- ・ いじめの状況を把握するためのアンケートの実施と結果の分析共有
- ・ 週1回、打合せ後に各学級の配慮児童について現状や指導の方針の共通理解

ウ 早期解決に向けた対応（いじめ認知時）

（ア）事実関係の把握

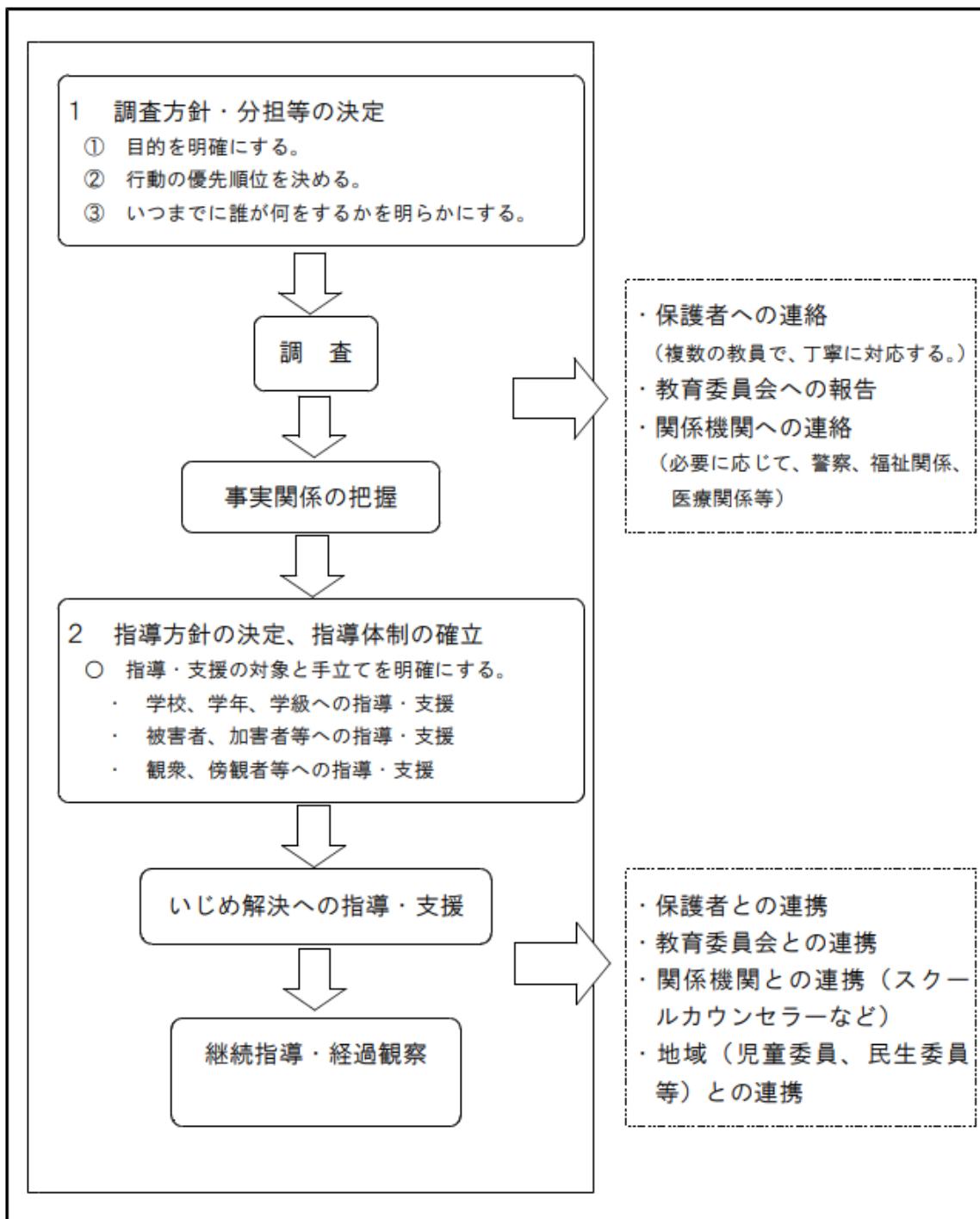
- ・ アンケート調査、児童、保護者、地域からの情報及び教職員による発見等からいじめの可能性を広く把握し、共有する。
- ・ 関係のある児童への事実関係の聴取や緊急アンケートの実施等により組織的調査を迅速に行う。

（イ）対応の流れ 【図1参照】

エ 取組の改善

本委員会において、「岩舟小学校いじめ防止基本方針」を始めとしたいじめの問題への取組が計画的に進んでいるかどうかのチェック等を行い、学校の取組が実効あるものとなるよう改善を図る。

【図1】対応の流れ



3 具体的対応

いじめ問題に対して、全ての教職員が自らの問題として切実に受け止め、毎日の教育活動を行ふとともに、いじめ問題の解決に向けて組織的に対応する。

(1) いじめの未然防止対策

- ① 教職員のいじめに対する意識の高揚及び指導力の向上

- 職員会議や朝の打合せ等の機会を捉えて研修を行う。
 - いじめに関するチェックリスト等を用いた自己診断を実施する。
- ② 校内の取組のチェックとチェックに基づいた改善
- 学校組織としてのいじめの問題への取組についてのチェックを年1回以上実施し、速やかにチェックに基づいた改善を図る。
- ③ いじめのない学校づくりに向けた指導の充実
- 道徳教育、特別活動、人権教育など様々な教育活動の指導計画の中にいじめのない学校づくりに向けた指導を位置付けて、組織的かつ計画的な指導に努める。
- ア 学業指導の充実
- ・「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに高め合える学級」を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。
 - ・「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人一人の実態に配慮した授業」を目指し、一人一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。
- イ 道徳教育の充実
- ・道徳教育を充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、児童の道徳性を育成する。
 - ・「とちぎの子どもたちへの教え」を活用し、人として、してはならないこと、すべきことを教え、人としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を育成する。
- ウ 特別活動の充実
- ・特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。
 - ・生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、自然体験活動や宿泊体験学習など様々な体験活動の充実を図る。
 - ・児童会活動において、いじめ根絶集会の実施など、児童が自主的にいじめの問題について考え、議論し実践する活動に取り組めるよう指導・支援する。
- エ 人権が守られた学校づくりの推進
- ・児童一人一人が、自他の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な場面を通してしっかり指導する。
 - ・教職員一人一人が人権感覚を磨くとともに、教職員の不適切な認識や言動がいじめを助長するがないように、指導の在り方に細心の注意を払う。
 - ・いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がけるとともに、自分たちでいじめの問題を解決できる力を育成する。

④ 保護者・地域との連携

- ・「いじめは絶対に許されない」という基本姿勢やいじめ防止に関する取り組み等を、学校だよりや保護者会、PTA 総会等を利用し積極的に公表する。
- ・学校のホームページ等を通じて、保護者・地域に対し「学校いじめ防止基本方針」を周知する。
- ・学校運営協議会制度を活用し、学校と家庭、地域が連携・協力して子どもの悩みや相談を受け止められる体制を構築する。
- ・学校評価を活用するなど、「学校組織としてのいじめの問題への取組」について、改善を図る。

⑤ インターネットによるいじめへの対応

- ・携帯電話、スマートフォン等は、校内での使用を禁止するとともに、保護者と協力して児童に所持させないよう働きかける。
- ・教科や総合的な学習の時間、学級活動を活用し、児童一人一人に対して、インターネットのもつ利便性と危険性をしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。特に、以下の点について重点的に指導する。
 - ア　掲示板やプロフ、ブログ等に個人情報をむやみに掲載しないこと。
 - イ　SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などインターネットを介した他人への誹謗・中傷を絶対にしないこと。
 - ウ　有害サイトにアクセスしないこと。
- ・家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう啓発に努めるとともに、PTAと連携して情報機器に関する研修会を実施する。

※ 指導上の留意点

- ・「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は撤廃する。
- ・下記の児童を含め、特に配慮が必要な児童については、児童の特性を踏まえた適切な支援を行う。
 - 発達障がいを含む、障がいのある児童
 - 海外から帰国した児童
 - 外国人の児童
 - 国際結婚の保護者をもつ児童
 - 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童

○東日本大震災等により被災した児童

○原子力発電所事故により避難している児童

(2) 早期発見に関する対応

早期発見のための認識

- ・いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識して対応する。
- ・ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から適切に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知し対応する。

① 体制の周知

- ・いざというときに児童が気軽に相談できるよう、児童に相談方法を周知する。
- ・外部からのいじめに関する情報について、相談窓口を一本化し、家庭や地域に周知する。
- ・いじめに悩んだときの相談方法について、リーフレット等を作成配布し、周知する。

② 情報の収集

- ・教育相談週間を前・後期、各学期に一度設定する。
- ・児童が安心していじめを訴えられるような「いじめの実態を把握するための調査」を工夫し、定期的及び隨時実施する。（安心して過ごせる学級・学校をめざして）

③ 情報の共有

- ・職員会議・朝の打合せ・児童指導事例研究会等の機会を捉え、気になる児童の情報を共有し、組織的に対応できる体制を整える。
- ・教職員とスクールカウンセラーや養護教諭が情報を共有できる体制を整える。
- ・必要に応じて、学童保育や関係機関との情報交換を行う。

④ 情報の引継ぎ

- ・進級時や卒業時に交友関係等の必要な情報を担当に引き継ぐ。

(3) 早期解決に向けた対応

早期解決のための認識

- ・いじめられた児童や保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。
- ・いじめた児童に対しては、毅然とした態度で指導し、「いじめは絶対に許されない」と

いうことを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。

① いじめ対策委員会による調査

- ・いじめを発見した場合やいじめに係わる情報（いじめが疑われる情報や児童の人間関係に関する悩みを含む。）に接したときは、特定の教職員で抱え込まず、速やかにいじめ対策委員会において対応する。

② 保護者への報告

- ・いじめられている児童の保護者及びいじめている児童の保護者に対し、速やかに事実を報告し理解を求めるとともに、いじめの事案に係る情報を共有する。
- ・双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。

③ いじめられている児童及び保護者への支援

- ・できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。
- ・いじめを解決する方法については、いじめられた児童及び保護者の意向を踏まえ、十分話し合った上で決定する。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。

④ いじめた児童への指導及び保護者への助言

- ・いじめた児童に対しては、毅然とした態度で指導し、「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚できるように努める。
- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該児童が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導する。
- ・いじめた児童が十分反省し行動を改めることができるよう、学校と保護者が協力して指導に当たる。⑤ いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ ○ いじめの問題について話し合わせるなど、児童全員に自分の問題として考えさせ、いじめは

⑤ いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ

- ・いじめの問題について話し合わせるなど、児童全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。
- ・はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。
- ・いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせるよう勇気を持つように伝える。

⑥ ネットいじめへの対応

- ・ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、いじめ対策委員会で情報を共有するとともに、教育委員会と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求める。

- ・児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

⑦ 警察との連携

- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄の警察署と連携して対処する。

（4）解決後の継続的な指導・援助に向けて

- ① 単に謝罪のみで解決したものとすることなく、継続的に双方の児童の様子を観察しながら、組織的に指導・援助する。
- ② 双方の児童及び周りの児童が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出せるよう集団づくりを進める。

4 重大事態への対応

学校がいじめ防止対策推進法第28条により、当該事案が重大事態と判断した場合には以下の通り対応する。

- (1) 市・県教育委員会に報告するとともに、所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
- (2) 当該いじめの対処については、市・県教育委員会と連携し、弁護士、医師などの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校のいじめ対策委員会（いじめ認知時の対応に係る委員会）が中心となり、学校組織を挙げて行う。
- (3) 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、市・県教育委員会と連携しながら、学校組織を挙げて行う。
- (4) いじめを受けた児童やその保護者及びいじめの加害者である児童やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。
- (5) 当該児童及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
- (6) いじめ対策委員会（いじめ未然防止・早期発見対策に係る委員会）を中心として速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織を挙げて着実に実践する。

5 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の検証

学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、学校評価において目標の達成状況を評価する。また、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめ防止等のための取組の改善を図る。

【いじめ防止に関する年間計画】

栃木市立岩舟小学校

月	活動内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校いじめ防止基本方針」保護者への周知 ・相談に関するリーフレットの配布
5	<ul style="list-style-type: none"> ・児童指導研修会 ・児童会によるいじめゼロ宣言（あったか岩小っ子宣言）
6	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査① ・教育相談① ・いじめに関するアンケート調査
7	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止に関するチェック（全教職員）① ・個人面談
8	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに関する校内研修
9	<ul style="list-style-type: none"> ・新学期適応相談
10	
11	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査② ・教育相談週間② ・学校評価（児童、保護者、関係者）
12	<ul style="list-style-type: none"> ・学校評価アンケート調査分析 ・
1	
2	
3	「学校いじめ防止基本方針」の見直し